

(令和3年8月8日～9月30日)

県民の皆様へのお願い 内 容	○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。 （特措法第31条の6第2項に基づく要請） さい。【いわき市、郡山市、福島市】 ○混雑した場所等への外出は厳に控えてください。 （特措法第31条の6第2項に基づく要請） 【いわき市、郡山市、福島市】 ○感染リスクの高い行動は控えてください。 ・不要不急の外出は自粛してください。 ・外出が必要ある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少数で、混雑している場所や混雑を避けて行動してください。 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じない飲食店等の利用は控えてください。 ・部活や公園などの集客・場内等は、原則中止・延期してください。 ・路上や公園等での屋外での集団の取交、飲酒は控えてください。 （特措法第24条第9項に基づく要請）
その他の地域	いわき市 郡山市 福島市 （重点区域）

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様との協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置	重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区域	いわき市 郡山市 福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期間	令和3年 8月8日(日) ～9月30日(木) 令和3年 8月23日(月) ～9月30日(木) 令和3年 8月26日(木) ～9月30日(木)	令和3年8月8日(日) ～9月30日(木)
適用	特措法第31条の6 第1,2項 第24条第9項 特措法第24条第9項	

令和3年9月9日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

飲食店等の皆様へのごお願い

飲食店等の皆様へお願い	内 容	○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。 ○酒類の提供の自粛(終日)をしてください。 ○カーオーディオ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗 ○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。 ・従業員に対する健康を確保することの奨励 ・入場者の感染防止のための体温測定と発熱、発熱以外の症状のある者の入場の禁止 ・手洗いの徹底と換気の徹底 ・食器の消毒 ・土間の換気を行う ・「ソーシャルディスタンス」を確保し、1m以上の距離の確保 ・乗換エレベーターを禁止する(注:24時間9時) 【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗 【営業時間の短縮】に於いていただいた場合①協力金を支給(1日当たり2.5万円・(売上高に占む)) ■相談窓口 さいたま市健康・安全センター 電話024-521-8562(受付時間19時～17時) ○まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については、https://icshishienkin.saitama.lg.jp/ ○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。 (注:24時間9時) ○店舗や施設の感染防止対策を徹底ください。(業種別ガイドラインの遵守) (注:24時間9時) ○店舖や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守) 【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗 ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 【営業時間の短縮】に於いていただいた場合①協力金を支給(1日当たり2.5万円・(売上高に占む)) ■相談窓口 協力的金センター 電話024-521-8515(受付時間19時30分～17時30分) ■上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。 ■相談窓口 一時金センター 電話024-521-8572(受付時間19時30分～17時30分)	いざよし市 福島市 (特措法第21条の4第1項 第24条第9項 項に基づく 申請) その他 の地域 (特措法第21条の4第9項に基づく 要請) 全地域
-------------	-----	---	--

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へお願い

内 容	
(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)	
○大規模商業施設や百貨店の地下食品売り場等は、入場者が密集しないよう、整理誘導、人数管理、制限等の対策を実施してください。 ・出入口の制限、整理券の配布、混雑状況等の情報発信など ○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。(イベント開催の場合は午前5時から午後9時まで) 【対象】詳細は次ページのとおり 【営業時間の短縮に当たっていただく場合】 協力金を支給(1,000㎡当たり20万円×短縮割合(1日当たり)) ※協力金の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。 (延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請) ○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。 ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。 ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。 ・適切な場所間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。 ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。 ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。 ・その他、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。	

19

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設 (1,000㎡超の施設)	
施設の種類	施設例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需品販売場を除く】
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボウリング場等
サービス業	ネイルサロン、スパ・銭湯等【生活必需品サービスを除く】
飲食店向け間接協力金の対象となる店舗を除く遊園施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等
イベント関連施設 (1,000㎡超の施設)	
施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等(集会の用に供する部分に限る)
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニス場、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

20

イベント等を開催する事業者の皆様へお願い

○イベント等の開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください。 ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。 ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。 ・その他、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。 ○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、県に事前に相談してください。 ■ 電話 024-521-8644(受付時間9時～17時) ■ 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口 ○以下の要件に従った開催にご協力ください。	<table> <tr> <th>人数上限</th><th>開催時間</th></tr> <tr> <td>大高での歌声・声援がないことを前提に開催するもの</td><td>大高での歌声・声援等が想定されるもの</td></tr> <tr> <td>収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限</td><td>収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限</td></tr> <tr> <td></td><td>午後9時まで(県全域)</td></tr> </table> (特措法第24条第9項に基づく要請)	人数上限	開催時間	大高での歌声・声援がないことを前提に開催するもの	大高での歌声・声援等が想定されるもの	収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限		午後9時まで(県全域)
人数上限	開催時間								
大高での歌声・声援がないことを前提に開催するもの	大高での歌声・声援等が想定されるもの								
収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限								
	午後9時まで(県全域)								

21

全ての事業者の皆様へお願い

- 職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
 - ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
 - ・その他、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。
- ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。
- ※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いします。
- 出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

22